

○議題 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

- 新型コロナウイルス感染症の防止に必要となる対応策はスピード感をもって行うことが重要である。一方で、一連の手厚い支援策により、財源の枯渇化が懸念される。
 - （１）国難を官民が協力して乗り切る観点から、今後とも必要に応じて一般財源を投入すべき。
 - （２）経済情勢が回復しない中での雇用保険の引上げは、雇用維持に尽力している企業に追加負担を課すことになるため、回避すべき。
 - （３）財源の逼迫化に伴い、他の雇用保険二事業を徹底的に見直し、重要性の乏しい事業は廃止すべき。
- 雇用調整助成金に関しては、円滑な申請・迅速な支給に向けて、申請段階・審査段階での「目詰まり」の解消、申請手続きや添付資料のでき得る限りの簡素化が求められている。
- そうした中、本助成制度は雇用調整助成金との併給ができないと思われることから、本助成制度の見直しにあたっては、両助成制度の違いを分かりやすく丁寧に周知することや、本助成制度についても申請手続きや添付資料のでき得る限りの簡素化をしていくことが求められる。
- また、本助成制度を含め、助成金を初めて申請・利用する中小企業は多いと思われることから、申請窓口等では手続き等に関して丁寧に案内するなど、中小企業が円滑に申請できるよう親身のサポートをお願いしたい。
- 一方、本助成制度の雇用保険被保険者に係る財源に関しては、現下の経済情勢が「正に 100 年に一度の危機」であることを踏まえると、事業主が負担している雇用保険二事業特別会計ではなく、一般会計から支給すべきである。
- 加えて、雇用保険二事業特別会計を財源にするとしても、雇用調整助成金の支給により雇用保険二事業特別会計の安定資金残高が大幅に目減りする見込みであることを踏まえると、本助成制度の執行状況や本助成制度により得られる効果をしっかりと評価・検証していくことを要望する。
- また、価格転嫁が困難な中で、最低賃金や子ども・子育て拠出金など、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることから、雇用保険二事業を含む雇用保険料率は、将来にわたり引上がることがないように、強く要望する。
- 休校措置が解除されて再開されたと言っても、午前・午後の交代制が日によってバラバラに組まれているケースもあり、保護者はそれに合わせて休みを取らなければならない。そのような中であっても、引き続き、事業主には対象の労働者が安心して休めるような環境整備を、同時に、厚生労働省には事業主がきちんと助成金を申請して受け取ることができるような周知をお願いしたい。

- 小学校休業等対応コース助成金が創設されているにもかかわらず、年次有給休暇で対応しているケースがあると聞いている。そのような場合であっても、事後的に特別休暇に振り替えれば対象になることが厚生労働省のリーフレット等には記載されているが、ポイントは、事業主がそのことを承知しているか、その上で、事業主から労働者本人への説明と同意を得る手続きがなされるかどうかである。2020年4月1日に以降に取得した特別休暇が上限額引上げの対象になるということなので、遡って事後的な振り替えが認められるということもあわせて周知願いたい。

- 引き続き、わかりやすい周知と迅速な支給に努めていただきたい。特に小学校休業等対応コース助成金については、当初その対象に関して議論があり、幅広い業種が認められることになった。しかし、報道等によると、手続きが煩雑であろうとの思いから、あるいは業種が特定されてしまうであろうとのおそれから申請を躊躇してしまっているケースがあるようである。そのような誤解がもし事業主側にあるのであればそれを解くようなことも含めて、厚生労働省には広報の強化をお願いしたい。